

認知症初期集中支援チームの設置について

●「支援チーム」を設置することの効果

- ①認知症が疑われる人について、「支援チーム」が早期に関わることで、認知症の症状の悪化による本人、家族、地域への負担を軽減するとともに、受診の遅れを防ぐ。
- ②「支援チーム」が、認知症サポート医の助言によって、かかりつけ医や専門医とケアの方針を決定し支援に関わることで、認知症の人を支える関係職種の連携が促進される。さくらパスを「支援チーム」が多職種と連携する際の標準様式として採用する。

●「支援チーム」設置の条件

設置場所	地域包括支援センター内	
チーム員編成	専門職	①次の国家資格を有するもので、認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者 保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士 等
※国の示す要綱どおり	※医療系職員と福祉系職員の2名以上	②チーム員は国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技術を習得するものとする。
	認知症サポート医	①日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医で認知症サポート医養成研修を修了した医師
	※①～⑤の要件のいずれかに該当する医師	②認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する認知症サポート医養成研修を修了した医師
		③認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）
		④日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医で、今後5年間で認知症サポート医養成研修を受講する予定のある医師
		⑤認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師で、今後5年間で認知症サポート医養成研修を受講する予定のある医師

